

1 計画の策定にあたって

子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行されました。

さらに、この法律に基づき国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。

岡山県では平成15年3月に平成15年度から5年間を実施期間として策定されました「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどどん読書プラン～」の成果と課題を踏まえ、平成20年3月に「第2次岡山県子ども読書活動推進計画」が新たに策定されました。

総社市では「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどどん読書プラン～」を受け、県との整合を図りながら、平成17年3月に平成17年度から平成21年度までの5年間を実施期間として、「総社市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちの読書活動を推進するための諸施策に積極的に取り組んできました。

子どもたちの読書離れが進んでいる中、今後もさらに子どもの読書活動を推進していくことが必要であることから、第1次計画での取組の成果や課題を整理し、平成22年度から平成26年度までの5年間の方針を示す「第2次総社市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 子どもの読書活動推進の意義

子どもの読書活動は、子どもが想像力を豊かにし、言語を学び、感性を磨くために欠くことができないものです。また、表現力を高め、創造力を育み、コミュニケーション能力や考える力を養い、よりよく生きる力を身に付けていく上で非常に重要です。

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書を行うことができるよう、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出合えるよう読書活動を推進することは大変意義があると考えます。

3 計画推進の基本的な考え方

第2次計画では、大きく次の3つの施策にまとめ、これらを実現していくための具体的な施策や取組を示し、子どもの読書活動を推進します。

- (1) 市図書館における読書活動の推進
- (2) 家庭・地域における読書活動の推進
- (3) 学校・園における読書活動の推進

そして、市図書館や家庭、地域、学校・園との連携・協力関係をさらに強化するとともに、教育委員会が事務を所掌し、財政的な面も含め本計画の推進を図ります。

施策の推進にあたっては、「計画・実施・評価・改善」のサイクルをもって、円滑な推進を目指します。



- ※ 子ども
0歳から中学生までを対象としています。
- ※ 学校・園
保育園（所）、幼稚園、小学校、中学校をさします。